

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		緑地協定の認可（1人協定）			
根拠法令及び条項		都市緑地法(昭和48年法律第72号)第54条第1項			
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市緑地協定要綱(昭和58年告示第53号)			
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法54条第1項(1人協定)3年以内2以上の所有者等が存する日から ・ 認可申請に係る緑地協定の公告等 <ul style="list-style-type: none"> ○認可公告 随時(法第47条第2項) ・ 期間 5年以上30年未満(施行規則第13条第7項) 			
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成20年5月23日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 25~40日程度(注:休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 25~40日			
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日		
備 考					